

子どものために
親子交流しませんか？

HPはこちら▼



大阪府 親子交流支援事業

～子どものためにできること～



どんな支援？

交流日程の調整や交流当日の専門支援員の付き添い等、子どもと親が安心して交流できるようサポートします。

親子交流とは？

親子交流とは、子どもと離れて暮らす親が、定期的・継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。離れて暮らしていても、子どもにとってはかけがえのないお父さんとお母さんです。



費用は？

無料です。
※詳細は裏面へ⇒

親子交流支援までの4ステップ

1. お問合せ
お申込み

2. 資格確認

3. 事前面談
支援実施の決定

4. 親子交流
の実施

お問い合わせ・申込先はこちら

TEL.06-6748-0263

受託事業者

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号
大阪府立母子・父子福祉センター内
受付 月～土曜日／10：00～16：00
休日 日・祝、年末年始(12/29～1/3)

本事業のお申込みにあたって

本事業の対象となる方

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

- 同居親又は別居親が大阪府内(ただし、大阪市、堺市、吹田市、高槻市、豊中市、八尾市、東大阪市、枚方市、寝屋川市を除く)に住所を有していること。
- 親子交流支援計画書作成時点において、子どもの年齢が概ね18歳未満であること。
- 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
- 子どもの連れ去り、配偶者暴力、子どもへの虐待などの恐れがないこと。
- 過去に大阪府親子交流支援事業や他の自治体又は親子交流支援団体による親子交流支援を利用したことがないこと。

提出していただく書類

申込み時は以下の書類をご提出ください。

同居親

子どもと一緒に暮らしている親

別居親

子どもと一緒に暮らしていない親

- 親子交流支援事業申込書(本チラシの右半分の申込書を切り取ってご利用ください)
- ご自身の氏名・住所確認書類 ▶免許証の両面の写しやマイナンバーカード(表面のみ)の写し、健康保険証または資格確認書の両面の写しなど
- 子どもの氏名・年齢確認書類[同居親のみ] ▶健康保険証や資格確認書の両面の写し、ひとり親家庭等医療費医療証の写しなど
- 親子交流に係る合意書面 ▶裁判所の調停調書や審判書、判決書等の写しなど

支援費用

支援対象者として決定された場合、親子交流支援の1回目実施日から最長1年間(最大12回)、下記の1~3の費用(消費税込)については**無料**で親子交流支援を受けることができます。ただし、提出書類の準備費用や交通費、屋外施設の利用料等は自己負担となります。

1. 事前面談費用:5,500円／回(父母それぞれ2回まで)
2. 付添い型支援(※):月1回2時間以内 10,000円(子ども2名まで。子どもが3名以上の場合は、1名ごとに10,000円追加)
また、会場使用料として1家族あたり2,000円／回

3. 受渡し型支援(※):月1回 8,000円(子どもの人数は問わない)

※親子交流は親子交流支援計画書に基づいて行われるため、計画書の内容によっては月に複数回実施する場合がありますが、本事業で費用を支援するのは月1回分のみとなります。

大阪府親子交流支援事業申込書

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会

理事長 滝本美津代 様

下記の通り親子交流支援事業を申し込みます。なお、申し込みにあたり、裏面の事項を承認し、遵守します。

申 請 者	フリガナ 氏名			年齢 (歳)
	住所	〒	都道府県	市町村
	もう一方の親の氏名			
	メールアドレス			
	電話番号			
	希望支援	<input type="checkbox"/> 付添い型 ・ <input type="checkbox"/> 受渡し型 (<input type="checkbox"/> 日帰り・ <input type="checkbox"/> 宿泊)		
	子との関係	<input type="checkbox"/> 父 ・ <input type="checkbox"/> 母		
	子との同居	<input type="checkbox"/> 同居 ・ <input type="checkbox"/> 同居していない		
	過去に本事業の支援を受けたか	<input type="checkbox"/> 受けていない ・ <input type="checkbox"/> 受けた		

親子交流の対象となる子の状況

フリガナ 氏名	生年月日 (年齢)	住 所 (同居親のみ)
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	

提出書類(下表右欄のいずれか一つ) (※)マイナンバーは記載していないこと。

項目	提出書類
自身の氏名・住所を証明するもの	<input type="checkbox"/> 免許証の両面の写し <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(表面のみ)の写し <input type="checkbox"/> 健康保険証または資格確認書の両面の写し(裏面に現住所を記載) <input type="checkbox"/> 住民票または戸籍謄本(※)
子の氏名・年齢を証明するもの <u>(同居親のみ)</u>	<input type="checkbox"/> 健康保険証または資格確認書の両面の写し(裏面に現住所を記載) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費医療証の写し <input type="checkbox"/> 子ども医療証の写し <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票または戸籍謄本(※)
親子交流に係る合意書面	<input type="checkbox"/> 裁判所の調停調書や審判書、判決書等の写し(試行的面会を実施している場合は調査官報告書も添付) <input type="checkbox"/> 公正証書の写し <input type="checkbox"/> 離婚協議書、ADR機関による調停合意書または和解契約書の写し

※ 上記の書類のほか、戸籍謄本や住民票等(マイナンバーが記載されていないもの)が必要になる場合があります。

なお、本申込書に記載いただいた情報は、親子交流支援事業に関するのみ使用します。

裏面へ ⇒

申込時の資格要件

- (1) 同居親又は別居親が大阪府内(ただし、大阪市、堺市、吹田市、高槻市、豊中市、八尾市、東大阪市、枚方市、寝屋川市を除く)に住所を有していること。
- (2) 親子交流支援計画書作成時点において、概ね18歳未満である子どもとの親子交流を希望する別居親又は同居親であること。
- (3) 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
- (4) 子どもの連れ去り、配偶者暴力、子どもへの虐待などの恐れがないこと。
- (5) 過去に大阪府親子交流支援事業や他の自治体又は親子交流支援団体による親子交流支援を利用したことがないこと。

同意事項 ※チェックをご記入ください。

- 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会や親子交流支援団体(NPO法人ハッピーシェアリング)への申請書や電話・面談等での確認事項等、本事業において徴取した情報や書類は両団体及び大阪府の間において情報共有を行うこと。
- 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会による資格確認及び親子交流支援団体(NPO法人ハッピーシェアリング)による事前面談の結果によっては、親子交流支援事業の対象とならない場合があること。
- 付添い型の親子交流支援については、複数のグループ別(居親と子)が親子交流支援団体(NPO法人ハッピーシェアリング)の指定する場所にて2時間以内の親子交流を行うものであること。
- 大阪府暴力団排除条例における暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- 虚偽の申請であることが判明した場合や対象要件に該当しなくなった場合は、親子交流支援を停止し、支援に要した費用の請求を求める場合があること。
- 親子交流支援事業の実施については、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会、親子交流支援団体(NPO法人ハッピーシェアリング)の指示に従うこと。
- 親子交流の場面に父母の紛争を持ち込まないこととし、父母は、子どもの心身の安全に最大限配慮し、相手親の意志及び生活状況を尊重し親子交流に関する約束、誓約事項、支援計画を遵守すること。
- 親子交流支援に際して、子どもに事故や怪我があった場合は、その子どもと一緒にいた父母が責任を負い、大阪府、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会及び親子交流支援団体(NPO法人ハッピーシェアリング)は一切責任を負わないこと。
- 支援候補者になった場合、親子交流支援団体(NPO法人ハッピーシェアリング)による事前面談を必ず受けること。

上記の項目は、申請者双方(同居親・別居親)が合意したものであり、遵守されないとときは、支援を中止されても異議申し立てはいたしません。

署名 _____ (自筆で署名下さい。)